第3章

公益法人と行政とのかかわり

公益法人は、公益に資する活動を行うために民間の発意により、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定に基づき設立される法人であることから、これらの法人の目的及び事業内容は多種多様なものとなっている。

一方、公益法人の中には、特定の法令等に基づく行政からの委託等により、行政に代わって事務・事業を行っている法人や、行政から補助金・委託費等の交付を受けて事業を行っている法人が存在するが、このような公益法人については、行政との関係やその在り方が適正なものとなっていることが必要である（図 3-0-1）。

本章においては、これらの公益法人と行政とのかかわりを明らかにするため、まず第 1 節及び第 2 節において、公益法人が行う行政代行的行為等及び公益法人に対する補助金・委託費等の交付の状況を概観し、第 3 節から第 5 節までにおいて、平成 12 年 12 月に閣議決定された「行政改革大綱」等に基づき推進されている公益法人改革の推進状況、すなわち「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）及び「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成 14 年 3 月 29 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）の推進状況を明らかにするほか、いわゆる「官主導」の公益法人の設立を抑制するため決定された「公益法人の設立許可について」（平成 7 年 3 月 29 日公益法人等指導監督連絡会議決定）の実施状況について述べる。

図３－０－１　公益法人と行政とのかかわりの状況

公益法人と行政の間には、指導監督のみならず、事務・事業の委託や補助金の交付などを通じて、様々なかかわりがある。

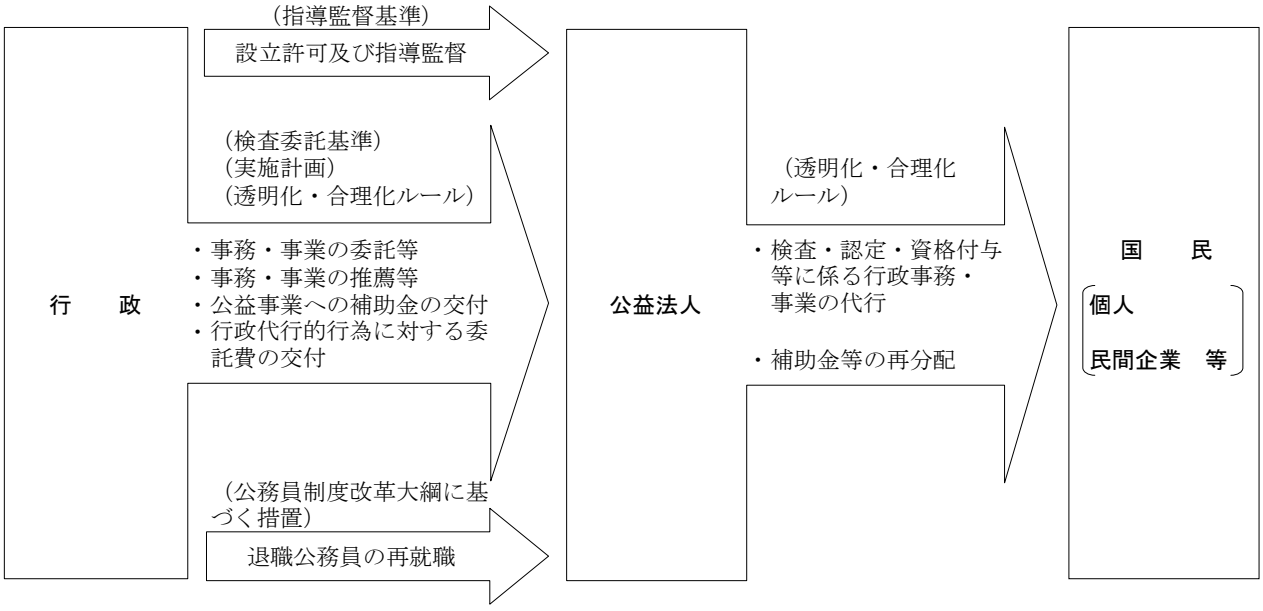

第1節 行政委託型法人等の状況

公益法人の行う行政代行的行為等については、平成８年９月に閣議決定された「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」を踏まえ、平成９年度から、公益法人概況調査と併せて「行政代行的行為等に関する状況調べ」を実施することにより、公益法人と行政との関係を把握しているところである。本節では、本状況調べを基に、行政委託型法人等の数、行政委託型法人等が行う事務・事業の内容及び制度が作られた年次など行政代行的行為等の実態を概観する〔詳細な資料は、資料 85 ～ 87(P. 362 ～ P. 397)〕。

１．行政委託型法人等の定義

「行政委託型法人等」とは、特定の法令等により、各官庁から制度的に事務・事業の委託等、推薦等（以下この節において「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人の総称である（ここでいう「行政委託型法人等」には、国から補助金・委託費等の交付を受けている公益法人は含まれない。）。

行政委託型法人等が実施する事務・事業は、公益法人に対する行政の関与の形態に応じ、「委託等」と「推薦等」の２つに分けてとらえることができる。また、これらは、その性格に応じ「検査等」と「検査等以外」に分けてとらえることができる。

「委託等」とは、事務・事業の内容等を法令等で定め、特定の法人を何らかの形で指定し、制度的にその事務を行わせているもののことであり、「推薦等」とは、法人が独自に行っている事務・事業を奨励等するために、制度的に官庁が関与（認定、公認等）を行うことである。したがって、両者は性質の異なったものと考えられる。

「検査等」とは、あるものが有する能力、性能、技術等を調査・判定したり、また、その結果について評価・承認したりするような業務を意味し、例えば検査検定、試験などの業務が該当する。「検査等以外」は、例えば研究、促進啓発、指導助言などの業務が該当する。

以上を整理すると、行政委託型法人等への行政の関与の形態は、次の①から④までに分類することができる。

①検査等の委託等
②検査等以外の委託等
③検査等の推薦等
④検査等以外の推薦等

また、上記の①及び③については、検査等の委託・推薦等を受ける場合に必要な要件を定めた「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成８年９月 20 日閣議決定）及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年３月 29 日閣議決定）における「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（透明化・合理化ルール）が適用される（詳細については第３節参照）。

２．行政委託型法人等の数

各府省から委託・推薦等に係る指定を受けている国所管の行政委託型法人等の数は、表 3-1-1 のと

おり 513 法人となっている。このうち、委託等を受けているものが 362 法人、推薦等を受けているものが 192 法人となっている。さらに、これらを検査等、検査等以外の別に分けると、委託等についてはそれぞれ 257 法人、126 法人、推薦等についてはそれぞれ 187 法人、５法人となっており、行政委託型法人等の約８割は検査等の委託・推薦等を受けている法人である。

次に、所管府省別に行政委託型法人等の数を見ると、多い順に、厚生労働省が 172 法人、国土交通省が 158 法人、文部科学省が 81 法人となっている。また、所管法人数に占める行政委託型法人等の数の割合を見ると、高い順に、厚生労働省 13.9％、国土交通省 13.3％、環境省 10.9％となっている。

表３－１－１　国所管の行政委託型法人等の数

府省名	委託等			推薦等			府省計（A）	うち所管外府省のみから指定を受けている法人数	所管法人数（B）	（A）÷（B）×100（%）
	検査等	検査等以外	委託等計	検査等	検査等以外	推薦等計				
内閣府	－	－	－	－	－	－	－	－	91	－
警察庁	－	－	－	2	0	2	2	0	52	3.8%
防衛庁	－	－	－	－	－	－	－	－	22	－
金融庁	1	2	3	0	0	0	3	1	145	2.1%
総務省	6	3	7	6	1	7	12	0	324	3.7%
法務省	1	1	2	1	0	1	2	0	137	1.5%
外務省	1	0	1	2	0	2	2	1	232	0.9%
財務省	2	0	2	0	0	0	2	1	709	0.3%
文部科学省	9	8	14	67	1	68	81	4	1,939	4.2%
厚生労働省	150	16	163	20	0	20	172	1	1,234	13.9%
農林水産省	26	6	32	14	2	16	45	3	465	9.7%
経済産業省	38	15	45	34	1	35	70	12	860	8.1%
国土交通省	49	80	121	55	0	55	158	12	1,185	13.3%
環境省	5	3	8	3	1	4	10	0	92	10.9%
合計	257	126	362	187	5	192	513	32	7,009	7.3%

（注）１　「合計」の法人数は共管による重複を除いた実数
２　「委託等計」、「推薦等計」、「府省計」の各府省ごとの法人数は複数の事務・事業を委託・推薦等されている法人の重複を除いた実数
※　資料85(P.362)「行政委託型法人等一覧（府省別）」には都道府県所管法人も掲載されているが、ここではそれらの法人は計上していない。
３　国所管の行政委託型法人等のうち、都道府県の自治事務を行わせる（ことができる）法人を国が指定している場合は除いている（これらについては「行政委託型法人等一覧（都道府県）」資料87(P.374)に掲載している。）。

3．行政委託型法人等が行う事務・事業の内容

行政委託型法人等が各府省から委託・推薦等を受けて行う事務・事業の内容を、その性格によって区分すると、表 3-1-2 のようになる（行政委託型法人等が実施すべきものとして各指定条項で定められている事務・事業については、資料 85(P. 362)）。

委託等で最も多い事務・事業は⑤検査検定で、指定条項数は 55〔指定条項数の合計 216（表 3-1-4 参照）の 25.5%〕となっており、以下、①試験が 47（21.8%）、②講習研修が 31（14.4%）となっている。

推薦等では、③講習研修が指定条項数 60〔指定条項数の合計 114（表 3-1-4 参照）の 52.6%〕となっており、以下、②審査証明が 19（16.7%）、①試験が 15（13.2%）となっている。

表３－１－２　行政委託型法人等が実施する事務・事業

1．委託等

	指定条項数	割　合	主　な　事　例
①試　験	47	21.8%	試験
②講習研修	31	14.4%	講習(会)、研修、養成、教習
③登　録	23	10.6%	登録、記録
④交付表示	8	3.7%	交付、公示、表示、貼付
⑤検査検定	55	25.5%	検査、検定、確認、認定、証明、審査、認証、校正等
⑥助　成	22	10.2%	資金援助、貸付、助成金交付、債務保証、債務弁済、共済事業
⑦調査研究	27	12.5%	調査、研究、情報収集・提供
⑧促進啓発	20	9.3%	促進、啓発、広報、援助
⑨指導助言	26	12.0%	指導、助言、相談
⑩そ　の　他	49	22.7%	

2．推薦等

	指定条項数	割　合	主　な　事　例
①試　験	15	13.2%	試験
②審査証明	19	16.7%	審査、証明、検査、承認、認定、査定、許可、評価、点検等
③講習研修	60	52.6%	講習(会)、研修
④登　録	5	4.4%	登録
⑤そ　の　他	18	15.8%	

（注）1　一つの指定条項により複数の事務・事業を規定しているものがあるため、指定条項数の合計は、必ずしも表3－1－4の「指定条項数」と一致しない。
2　割合は、表3－1－4の「指定条項数」に対する割合を指す。

4．制度が作られた年次

行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項が施行された時期を年次ごとに見ると、図 3-1-3 のとおりとなる。昭和 50 年代後半以降、数が増加しているが、これは第２次臨時行政調査会最終答申（昭和 58 年３月）において、行政事務の簡素化等を推進する観点から、民間団体への委託や民間指定検査機関等の活用を図るべきとの提言がなされたこと等を踏まえ、行政事務の代行機能を担う民間機関として、公益法人が積極的に活用されるようになったためと考えられる。

この答申が提出された昭和 58 年以降とそれ以前とを比較すると、58 年以降が全体の 74.8%を占めている。

図３－１－３　行政委託型法人等に対する年次別指定条項施行数

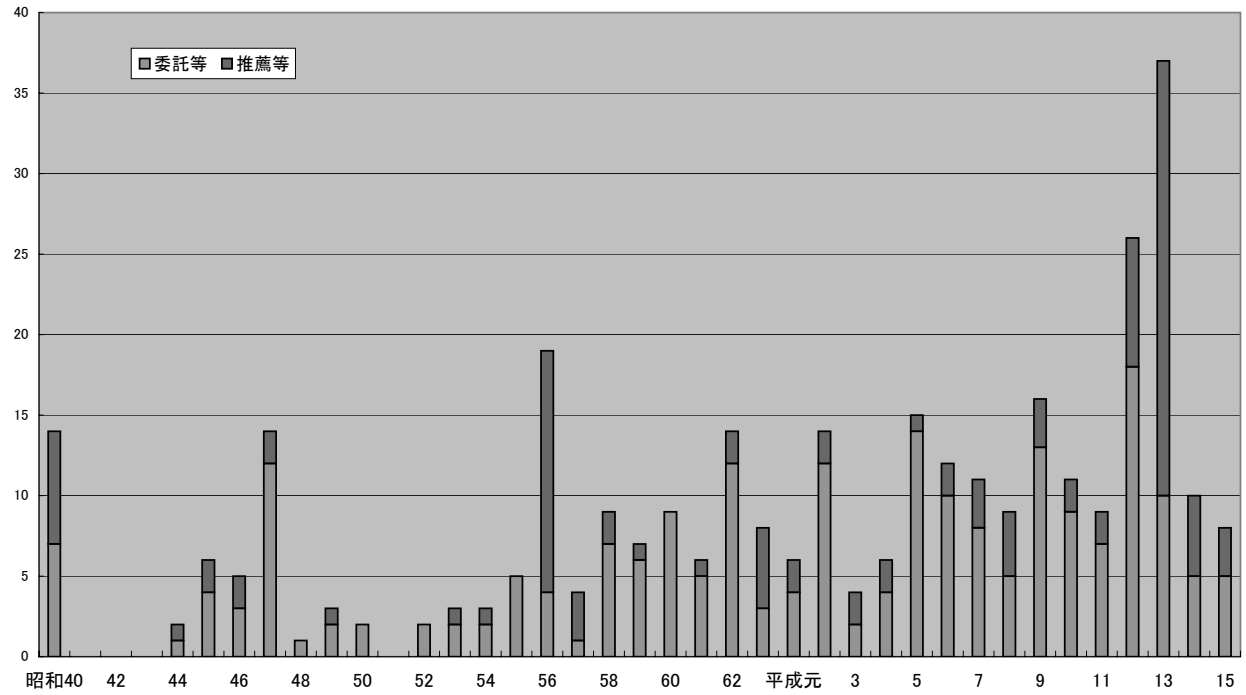

（注）平成15年10月１日現在指定されているものを、その施行された年次によって区分しているものであり、かつて指定されていたが、現在指定されていないものは含まれていない。

５．指定条項数と根拠法令等の種別

検査等の委託・推薦等を受ける行政委託型法人等の指定に係る根拠法令等については、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」における「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（透明化・合理化ルール）によって、検査等の委託等については法律で、検査等の推薦等については法令で定めることとされている。

今回の調査で挙げられた行政委託型法人等への委託･推薦等に係る指定条項数は表 3-1-4 のとおり、全部で 330 となっている。このうち、委託等が 216、推薦等が 114 となっており、これらを検査等、検査等以外別に分けると、委託等についてはそれぞれ 137、79、推薦等についてはそれぞれ 108、 6 となっている。

表３－１－４　府省別行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項数

府省名	委託等			推薦等			府省計
	検査等	検査等以外	委託等計	検査等	検査等以外	推薦等計	
内閣府	－	－	－	－	－	－	－
警察庁	－	－	－	1	0	1	1
防衛庁	－	－	－	－	－	－	－
金融庁	0	3	3	－	－	－	3
総務省	6	4	10	8	1	9	19
法務省	1	1	2	2	0	2	4
外務省	－	－	－	－	－	－	－
財務省	－	－	－	－	－	－	－
文部科学省	10	9	19	2	0	2	21
厚生労働省	41	21	62	22	2	24	86
農林水産省	4	7	11	1	2	3	14
経済産業省	26	10	36	21	0	21	57
国土交通省	45	24	69	50	0	50	119
環境省	8	6	14	2	1	3	17
合計	137	79	216	108	6	114	330

（注）１　指定条項数は、原則として項を単位として数えている。
　　２　合計は、共管による重複を除く実数である。

また、府省別に整理した委託・推薦等に係る指定条項数は、多い順に、国土交通省 119、厚生労働省 86、経済産業省 57 となっている。

また、指定に係る根拠法令等の種別は、表 3-1-5 のとおりであり、法律が 75.2％、府省令が 22.7％などの割合となっている。

さらに、委託等と推薦等に分けて見ると、委託等では法律が 93.1％、府省令が 5.1％などの割合となっているのに対し、推薦等では府省令が 56.1％、法律が 41.2％などの割合となっている。

表３－１－５　委託・推薦等を受ける行政委託型法人等の指定に係る根拠法令等の種別

		合計	法律	政令	府省令	告示	通達	その他
全体		330	248	2	75	3	2	0
			75.2%	0.6%	22.7%	0.9%	0.6%	0.0%
委託等	委託等計	216	201	1	11	1	2	0
			93.1%	0.5%	5.1%	0.5%	0.9%	0.0%
	検査等	137	127	0	9	1	0	0
			92.7%	0.0%	6.6%	0.7%	0.0%	0.0%
	検査等以外	79	74	1	2	0	2	0
			93.7%	1.3%	2.5%	0.0%	2.5%	0.0%
推薦等	推薦計	114	47	1	64	2	0	0
			41.2%	0.9%	56.1%	1.8%	0.0%	0.0%
	検査等	108	44	1	61	2	0	0
			40.7%	0.9%	56.5%	1.9%	0.0%	0.0%
	検査等以外	6	3	0	3	0	0	0
			50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6．都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等

行政委託型法人等の中には、国だけでなく、各都道府県から事務・事業の委託・推薦等を受けているものも存在する。このような各都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等が実施する事務・事業には、法律等に基づくものと条例等に基づくものがある。前者については、さらに、各都道府県が共通して同一の国所管公益法人に委託・推薦等を行う場合と各都道府県が自ら所管する法人等に委託・推薦等を行う場合がある。

都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等のうち自ら所管する公益法人の数については、表3-1-6のとおりであり、大阪府及び福岡県の42法人が最多となっている。

事務・事業の内容は、施設・設備等の管理運営が最も多くなっており、国とは異なった傾向が見られる（行政委託型法人等が実施すべきものとして各指定条項によって規定している事務・事業については、資料87(P.374)）。

表３－１－６　都道府県が指定する都道府県所管行政委託型法人等の数

都道府県名	法　人　数	都道府県名	法　人　数
北海道	29	滋賀県	23
青森県	25	京都府	25
岩手県	20	大阪府	42
宮城県	38	兵庫県	38
秋田県	27	奈良県	13
山形県	24	和歌山県	23
福島県	23	鳥取県	26
茨城県	27	島根県	23
栃木県	28	岡山県	34
群馬県	31	広島県	27
埼玉県	25	山口県	27
千葉県	18	徳島県	23
東京都	21	香川県	17
神奈川県	33	愛媛県	17
新潟県	32	高知県	20
富山県	25	福岡県	42
石川県	32	佐賀県	14
福井県	28	長崎県	16
山梨県	30	熊本県	34
長野県	26	大分県	25
岐阜県	30	宮崎県	30
静岡県	20	鹿児島県	18
愛知県	32	沖縄県	22
三重県	18	合計	1,221

第2節 公益法人に対する補助金・委託費等

1．国所管の公益法人に対する補助金・委託費等

補助金・委託費等は、予算においてすべての交付先・交付額が決まっているものではない。執行段階における交付先等の決定の結果、公益法人に交付されるもの等が相当存在することから、予算においてはその全体像を把握することは困難である。そのため、平成14年度決算ベースにおける各府省から国所管の公益法人に対する補助金・委託費等の状況を調査したところ、表3-2-1のとおりの結果となった（各府省別の補助金・委託費等の状況については、〔資料88(P.398) 及び89(P.399)〕）。

各府省から補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金等をいう。以下この節において「補助金等」という。）の交付を受けている公益法人は、533法人あり、国所管の公益法人の7.6％となっている。また、これらの法人に対する補助金等の交付額は8,028億円となっている。これは、平成13年度と比較すると4,128億円（105.8％）増と大幅に増加しているが、雇用保険受給者の早期再就職支援のための基金造成の補助を行ったこと等によるものである。

補助金等を所管府省別に見ると〔資料88(P.398)〕、補助金等の交付を受けている所管法人数が最も多い府省は厚生労働省の125法人であり、以下、文部科学省（120法人）、農林水産省（115法人）となっている。一方、所管法人が交付を受けている補助金等の額の合計が最も多い府省は厚生労働省(5,704億円）となっており、先に述べた基金造成のための補助を中心に（財）高年齢者雇用開発協会に4,940億円が交付されている。以下、経済産業省（1,358億円)、農林水産省（496億円）となっている。

また、交付額別法人数を見ると、10億円以上の補助金等の交付を受けている公益法人が50法人ある（法人名及び交付額については、資料90(P.400)）。一方、交付額が1,000万円未満の法人が111法人ある。

各府省から委託費の交付を受けている公益法人は、683法人あり、国所管の公益法人の9.7％となっている。また、これらの法人に対する委託費の交付額は1,702億円となっている。これは、平成13年度と比較すると254億円（13.0％）減少している。

委託費を所管府省別に見ると〔資料89(P.399)〕、委託費の交付を受けている所管法人数が最も多い府省は厚生労働省（201法人）となっており、以下、経済産業省（177法人)、農林水産省（117法人）と続いている。一方、所管法人が交付を受けている委託費の額の合計が最も多い府省は経済産業省（767億円）となっており、以下、厚生労働省（625億円)、文部科学省（234億円）となっている。

表３－２－１　各府省から国所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

（平成14年度決算ベース：百万円）

	交付額	交付法人数	金額別法人数			
			1,000万円未満	1,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上
補助金等 (割合(%))	802,841	533	111 (20.8)	227 (42.6)	145 (27.2)	50 (9.4)
委託費 (割合(%))	170,244	683	158 (23.1)	349 (51.1)	140 (20.5)	36 (5.3)
合計 (割合(%))	973,085	971	191 (19.7)	446 (45.9)	247 (25.4)	87 (9.0)

（注）１　交付額及び交付法人数は共管による重複を除いた実数である。
２　本資料における補助金等とは、平成14年度決算書コード番号における目番号が、原則として「16」の補助金、負担金、交付金、補給金等である。また、委託費とは同じく目番号が「14」のものである。
３　交付額は百万円未満を四捨五入しているため、補助金等と委託費の和は合計と一致しない。

また、委託額別法人数を見ると、委託額が10億円以上の公益法人が36法人ある（法人名及び交付額については、資料91(P.401)）。一方、交付額が1,000万円未満の法人が158法人ある。

2．都道府県所管の公益法人に対する補助金・委託費等

全公益法人のうち約7割を都道府県所管の公益法人が占めているが、これらの中には、所管する都道府県から補助金・委託費等が交付されているものがある。全都道府県分を合計すると、補助金等の交付額は3,509億円、交付法人数は4,421法人となっている。また、委託費の交付額は5,017億円、交付法人数は3,053法人となっている(表3-2-2。都道府県別の状況については、資料92(P.402)。なお、本資料は、公益法人を所管している都道府県からの補助金・委託費等を調査したものであり、市町村等からのものは含まれていない。)。

表３－２－２　各都道府県から所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況

（平成14年度決算ベース：百万円）

	補助金等		委託費	
	交付額	交付法人数	交付額	交付法人数
知事部局所管	284,612	3,824	440,611	2,841
教育委員会所管	92,311	635	84,884	247
合計	350,862	4,421	501,691	3,053

（注）1　合計は共管による重複を除いた実数である。
2　補助金等、委託費とは、それぞれ、地方自治法施行規則第15条第2項別記中、節の項「19　負担金、補助及び交付金」、「13　委託料」を指す。

第3節 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の推進状況

1.　実施計画の策定に至る経緯

（行政改革大綱の概要）

平成12年8月4日の行政改革推進本部において、中央省庁等改革等の推進に併せて、更に今後、規制改革、地方分権、特殊法人等の新たな改革に取り組むため、「行政改革大綱」の策定について、内閣総理大臣から指示がなされた。その際、公益法人については、指定法人及び国から補助・委託等を受ける法人を中心として業務の見直し等の検討を行うこととされた。この指示を受けた検討を踏まえ、平成12年12月1日に「行政改革大綱」が閣議決定され、その中に公益法人改革に関する項目も盛り込まれた。

具体的には、公益法人に対する行政の関与について、官民の役割分担、規制改革及び財政負担の縮減・合理化の観点から、

①国から公益法人が委託等、推薦等（以下この節において「委託･推薦等」という。）を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業

②国から公益法人に対して交付されている補助金・委託費等

について厳しい見直しを行い、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、17年度末までのできる限り早い時期に実行することとされた。このほか、国からの委託・推薦等又は補助金等に係る事業内容の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方や公益法人会計

基準の改善策等について検討を行うこととされた。また、都道府県所管公益法人についても、国は、地方公共団体に対し①及び②に係る改革と同様の措置を講ずるよう要請することとされた〔(資料9(P.145)〕。

(実施計画の策定に至る経緯)

「行政改革大綱」の策定を受け、平成13年1月6日には、内閣官房に行政改革推進事務局が設置され、特殊法人等改革及び公務員制度改革と併せて、上記①及び②に係る公益法人改革に取り組むこととされた。

行政改革推進事務局では、平成13年4月13日に検討の事務的な指針である「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」を公表した。さらに、同年7月23日に開催された行政改革推進本部に、個別・具体的な事務・事業の検討を行うに当たっての基本的な方針である「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」を報告し、了承された。その後、同方針に従って行政改革推進事務局が中心となり関係府省と必要な検討・調整を行った結果、14年3月28日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(以下「実施計画」という。)が行政改革推進本部において報告、決定され、翌29日に閣議決定された(実施計画のポイントは図3-3-1、全文は資料93(P.403))。

2. 実施計画の推進状況の概要

(実施計画のフォローアップ)

実施計画は、国から公益法人が委託・推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等(以下「補助金等」という。)について、集中改革期間に位置付けられる平成17年度末までに取り組むべき内容を示しているほか、公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置を定めている。これらの実施計画に盛り込まれた事項は、各府省が責任をもって実施することとされているが、実施計画の実施につき検討を要する事項に関しては、内閣官房が必要に応じ調整の任に当たることとされている。また、総務省は、関係府省の協力を得て、実施計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」等において公表するなど、本計画のフォローアップに当たることとされている。これを受け、総務省においては、以下のとおり、平成15年度における実施計画の推進状況の調査を行ったところである。

(推進状況の概要)

実施計画の推進状況については、原則として平成15年度末時点において、大別して①委託等に係る事務・事業、②推薦等に係る事務・事業、③補助金等及び④国の関与等を透明化・合理化するための措置の4つの項目を調査したところであるが、その結果の概要は下記のとおりである。なお、実施計画上に示された措置と実際に採られた措置が異なる場合があり、これらについては措置済として取り扱うこととしている。

また、各項目に係る実施計画の基本的考え方及び推進状況の詳細は本節の3から6までを、実施計画の別表に掲載されている個別事項の措置状況については資料93(P.403)を参照されたい。

委託等に係る事務・事業については、表3-3-2にあるとおり、実施計画において措置を講ずることとした制度が83制度(対象法人は229法人)ある。また、平成15年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなかった(対象法人は、平成15年度中に新たに対象となった3法人と、昨年度対象になった未措置の3法人を合わせ、6法人が加わる)。これらのうち、必要な措置を講じたものは68制度(対象法人は189法人)あり、全体で81.9%が措置済となっている。

図３－３－１　実施計画のポイント

推薦等に係る事務・事業については、実施計画において措置を講ずることとした制度が 107 制度（対象法人は 200 法人）ある。また、平成 15 年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなく、昨年度対象となった未措置の５制度（対象法人は、平成 15 年度中に新たに対象となった１法人と、昨年度対象となった未措置の２法人を合わせ、３法人）が加わる。これらのうち、必要な措置を講じたものは 75 制度（対象法人は 88 法人）あり、全体で 67.0％が措置済となっている。

表３－３－２　実施計画の推進状況（委託・推薦等）

		措置内容	措置対象合計		措置済の数		実施計画				実施計画後			
							閣議決定時		措置済の数		閣議決定後		措置済の数	
			制度の数	法人数	制度の数	法人数	制度の数	法人数	制度の数	法人数	制度の数	法人数	制度の数	法人数
委託等に係る事務・事業	検査・検定等	制度の廃止	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
		事業者による自己確認等	5	7	4	4	5	7	4	4	0	0	0	0
		登録機関による実施等	16	55	9	25	16	53	10	25	0	6(3)	0	0
		国・独立行政法人による実施等	13	11	11	8	13	11	11	8	0	0	0	0
		登録機関による実施に準じた措置	14	18	14	4	14	18	14	4	0	0	0	0
		その他	0	0	2	3	0	0	2	3	0	0	0	0
		小　　計	45	73	37	36	45	70	37	36	0	6(3)	0	0
	資格付与等	資格の一本化	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
		登録機関による実施	2	137	3	138	2	137	3	138	0	0	0	0
		国・独立行政法人による実施等	9	9	1	1	9	9	1	1	0	0	0	0
		現行制度による実施	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0
		その他	14	11	13	13	14	11	13	13	0	0	0	0
		小　　計	26	158	20	153	26	158	20	153	0	0	0	0
	登録その他	制度の廃止等	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0
		登録機関による実施	0	0	3	2	0	0	3	2	0	0	0	0
		国・独立行政法人による実施	8	7	0	0	8	7	0	0	0	0	0	0
		登録機関による実施に準じた措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現行制度による実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	2	2	6	6	2	2	6	6	0	0	0	0
		小　　計	12	11	11	10	12	11	11	10	0	0	0	0
	委託等計		83	232	68	189	83	229	68	189	0	6(3)	0	3
推薦等に係る事務・事業	技能審査等	推薦の廃止	10	86	2	1	10	86	2	1	0	0	0	0
	制度等に組み込まれた推薦等	推薦の廃止等	17	27	14	24	17	27	14	24	0	0	0	0
		登録機関による実施等	83	109	59	79	78	107	54	79	5	3(1)	5	2(0)
		その他	2	－	0	0	2	－	0	0	0	0	0	0
		小　　計	102	119	73	87	97	118	68	87	5	3(1)	5	2(0)
	推薦等計		112	201	75	88	107	200	70	88	5	3(1)	5	2(0)
合　　計			195	394	143	259	190	391	138	259	5	9(4)	5	2(0)

（注）１　法人数はすべて重複を除いた実数値である。
２　一つの制度に対して複数の措置を講じている場合があるので、措置内容ごとの制度の数の合計と小計は一致しない。
３　実施計画で講ずることとされた措置と実際に講ぜられた措置が異なるものもある。
４　表中で法人数が「－」となっているものは、法人が未指定であることを示す。
５　（）は「実施計画後」のうち、平成15年度に新規に追加となった法人数を表す。

補助金等の見直しについては、表 3-3-3 にあるとおり、実施計画において措置を講ずることとした項目（注）が 332 件（対象法人は 183 法人）あるほか、平成 14 年度決算において新たに措置を講ず

（注）措置を講ずることとした「項目」数の合計は、「補助金等の数」を単位とする「第三者分配型補助金等」及び「役員報酬に対する助成に係る補助金等」と、「法人数」を単位とする「補助金依存型公益法人」とを足し合わせたものである。

ることとしたものが 29 件（対象法人は 18 法人）と、13 年度決算において対象となり、未措置であったものが 1 件（対象法人は 1 法人）ある。これらのうち、必要な措置を講じたものは 263 件（対象法人は 145 法人）あり、全体から、引き続き第三者分配型補助金等や、補助金依存型公益法人となることに特段の理由がある例外事項（65 件）を除いたもののうち、88.6％が措置済となっている。

国の関与等を透明化・合理化するための措置のうち、検査等の委託・推薦等に関する事項の推進状況を見ると、事務・事業を所管する府省が講ずべき事項の措置状況については、対象となる事務・事業 216 件のうち、すべての事項について必要な措置を講じている事務・事業は 192 件（88.9％）である。また、法人が講ずべき事項の措置状況については、対象となる事務・事業 216 件のうち、すべての事項について必要な措置を講じているものは 182 件（84.3％）である。

国の関与等を透明化・合理化するための措置のうち、公益法人向け補助金等全般に対する措置の推進状況を見ると、対象となる 950 法人のうち、府省が講ずべきすべての事項について必要な措置が講じられている法人は 726 法人（76.4％）である。

表３－３－３　実施計画の推進状況（補助金等）

	措置内容	措置対象合計		措置済の数		実施計画				実施計画後			
						閣議決定時		措置済の数		閣議決定後		措置済の数	
		件数	法人数	件数	法人数	件数	法人数	件数	法人数	件数	法人数	件数	法人数
第三者分配型補助金等	補助金等の廃止	116	66	108	61	100	59	92	54	16(16)	8(8)	16(16)	8(8)
	公益法人を経由せず国から直接交付	27	18	22	16	26	17	22	16	1	1	0	0
	分配率５０％未満に改善	55	44	51	40	49	40	45	36	6(6)	5(5)	6(6)	5(5)
	独立行政法人による実施	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	その他（特段の理由がある場合）	36	28	－	－	33	27	－	－	3	3	－	－
	小　　計	235	126	182	98	209	116	160	89	26(25)	16(15)	22(22)	12(12)
補助金依存型公益法人	補助金等の廃止	9	9	6	5	9	9	6	5	0	0	0	0
	年収に占める補助金等の比率を３分の２未満に改善	52	51	40	37	48	47	36	33	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)
	独立行政法人による実施	4	4	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0
	その他（特段の理由がある場合）	29	27	－	－	29	27	－	－	0	0	－	－
	小　　計	94	91	50	46	90	87	46	42	4(4)	4(4)	4(4)	4(4)
役員報酬に対する助成	廃止	33	28	31	25	33	28	31	25	0	0	0	0
合　　計		362	195	263	145	332	183	237	135	30(29)	19(18)	26(26)	16(15)

（注）１　法人数はすべて重複を除いた実数値である。
　　２　（）は、「実施計画後」のうち、平成15年度に新規に追加となった法人数を表す。

３．委託等に係る事務・事業の改革

実施計画に定められた措置のうち、委託等に係る事務・事業については、「検査・検定等」、「資格付与等」及び「登録その他の事務・事業」のそれぞれについて、改革の基本的考え方と具体的措置内容を明らかにしているが、その概要と推進状況は以下のとおりである。

（検査・検定等）

委託等に係る事務・事業のうち、検査・検定等の事務・事業については、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とし、国際ルールや消費者保護の観点から直ちに自己確認・自主保安によることが必ずしも適当でないときは、登録機関により実施することとされた。登録機関とは、法令等により明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関をいう。自己確認・自主保安及び登録機関による実施は、いずれも従来政府責任において実施していた検査・検定等の事務・事業を、事業者責任において実施す

ることとするものであり、改革後の国の役割を、当該事務・事業の実施に当たって問題が生じた場合への対応等の事後チェックとするものである。

一方、国民の生命、財産の保護、国際的責務の履行等の観点から、事業者の自己確認・自主保安又は登録機関による実施により難い事務・事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則とし、やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査・検定等を行わせる場合であっても、安全性の確保等の観点から、政府責任を維持する措置（一定の能力を有する者であれば、行政の裁量の余地なく登録されることとする、登録機関による実施に準じた措置）について検討することとされた。

実施計画により措置を講ずることとした検査・検定等の事務・事業は、45制度（対象法人は70法人）である。また平成15年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなかった（対象法人は、平成15年度中に新たに対象となった3法人と、昨年度対象となった未措置の3法人を合わせ、6法人が加わる。）。これらのうち、必要な措置を講じたものは37制度（対象法人は36法人）あり、全体の82.2％の制度が措置済となっている。

（資格付与等）

委託等に係る事務・事業のうち、公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討することとされ、引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとされた。

実施計画により措置を講ずることとした事務・事業は、26制度（対象法人は158法人）である（平成15年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなかった。）。このうち、必要な措置を講じたものは20制度（対象法人は153法人）あり、76.9％の制度が措置済となっている。

（登録その他の事務・事業）

委託等に係る事務・事業のうち、公益法人が国の委託等を受けて行う登録、交付等の事務・事業については、事務・事業の性格を勘案の上、検査・検定等や資格付与等の見直しに準じた措置を講ずることとされた。

実施計画により措置を講ずることとした事務・事業は、12制度（対象法人は11法人）である（平成15年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなかった。）。このうち、必要な措置を講じたものは11制度（対象法人は10法人）あり、全体の91.7％の制度が措置済となっている。

４．推薦等に係る事務・事業の改革

実施計画に定められた措置のうち、推薦等に係る事務･事業については、「技能審査等」及び「制度･仕組みの一部として組み込まれた推薦等」のそれぞれについて、改革の基本的考え方と具体的措置内容を明らかにしているが、その概要と推進状況は以下のとおりである。

（技能審査等）

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等（いわゆる「お墨付き」）については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観

点から、一律に廃止することとされた。

実施計画により廃止することとされた事務・事業は、10制度（対象法人は86法人）である（平成15年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなかった。）。このうち、必要な措置を講じたものは、２制度（対象法人は１法人）あり、全体の20.0％の制度が措置済となっている。

（制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等）

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せ、検査・検定等及び資格付与等の事務・事業の見直しに準じた措置を講ずることとされた。

実施計画により措置を講ずることとした事務・事業は、97制度（対象法人は118法人）である。また、平成15年度中に新たに措置を講ずることとしたものはなく、昨年度対象となった未措置の５制度（対象法人は、平成15年度中に新たに対象となった１法人と、昨年度対象となった未措置の２法人を合わせ、３法人）が加わる。これらのうち、必要な措置を講じたものは73制度（対象法人は87法人）あり、全体の71.6％の制度が措置済となっている。

5. 補助金等の見直し

実施計画に定められた措置のうち、補助金等の見直しについては、「第三者分配型補助金等」、「補助金依存型公益法人」及び「役員報酬に対する助成」のそれぞれについて、改革の基本的考え方と具体的措置内容を明らかにしているが、その概要と推進状況は以下のとおりである。

（第三者分配型補助金等）

平成12年度に国から公益法人に交付された補助金等のうち、第三者分配型補助金等（交付先の公益法人において当該補助金等の５割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するものをいう。）については、事務・事業の必要性等を検証した上で、当該補助金等の廃止、国からの直接交付又は独立行政法人からの交付、交付先公益法人が事務・事業を直接行うこと等による分配・交付比率の５割未満への改善等の措置を講ずることにより、第三者分配型補助金等の解消を図ることとされた。また、第三者分配型補助金等となることにつき特段の理由のあると認められる補助金等（例外事項）については、その理由を公表することとされた。

実施計画において措置を講ずることとした第三者分配型補助金等が209件（交付対象法人は116法人）あるほか、平成14年度決算において新たに第三者分配型補助金等となったものが25件（交付対象法人は15法人）と、13年度決算において対象となり、未措置であったものが１件（対象法人は、１法人）ある。これらのうち必要な措置を講じたものは182件（交付対象法人は98法人）あり、措置を講ずることとしたもの全体から例外事項（36件）を除いた91.5％が措置済となっている。

（補助金依存型公益法人）

平成12年度に国から交付された補助金等が年間収入の３分の２以上を占める公益法人（以下「補助金依存型公益法人」という。）については、当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることにより、補助金依存型公益法人の解消を図ることとされた。さらに、これらの措置によっても、なお補助金依存型公益法人である場合については、補助金依存状態の解消のための改善計画を策定するものと

し、また、補助金依存型公益法人となることに特段の理由のある公益法人（例外事項）については、その理由を公表することとされた。

実施計画において措置を講ずることとした補助金依存型公益法人が87法人あるほか、平成14年度決算において新たに補助金依存型公益法人となったものが4法人ある。これらのうち、必要な措置が講じられた法人は46法人であり、措置を講ずることとしたもの全体から例外事項（27法人）を除いた71.9％が措置済となっている。

（役員報酬に対する助成）

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による役員報酬助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととされた。

実施計画において措置を講ずることとした補助金等は、33件（交付対象法人は28法人）である（平成14年度決算において新たに役員報酬に対する助成を行ったものはなかった。）。このうち、必要な措置を講じたものは31件（交付対象法人は25法人）であり、措置を講ずることとしたもの全体の93.9％が措置済となっている。

6．国の関与等を透明化・合理化するための措置

（透明化・合理化ルールの策定）

実施計画に基づく見直しにより、公益法人に対する行政の関与は大きく見直されることとなる一方、国の委託・推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人など国と関係のある公益法人は引き続き一定数存在することとなる。このため、実施計画においては、これらの公益法人について、「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（以下「透明化・合理化ルール」という。）を適用することとし、行政及び公益法人の双方におけるより一層の透明性、効率性及び厳格性の確保を図ることとされた。透明化・合理化ルールは、①検査等の委託・推薦等に関する事項と②補助金等の交付等に関する事項の2つに分けられるが、その概要と推進状況は以下のとおりである。

なお、平成8年9月20日に閣議決定された「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（以下「検査委託基準」という。）は、基本的に「透明化・合理化ルール」の検査等の委託・推薦等に関する事項と同様の内容となっていることから、検査委託基準の措置状況についても、以下の透明化・合理化ルールの推進状況の中で明らかになっている。

（検査等の委託・推薦等に関する事項）

透明化・合理化ルールの検査等の委託・推薦等に係る事項は、当該検査等に係る事務・事業を所管する府省が講ずべき事項と、当該検査等に係る事務・事業を実施する法人が講ずべき事項とに分けられるが、このうち、府省が講ずべき措置の概要は以下のとおりである。

- 事務・事業の内容を法令で明確に定める。
- 法人の指定・登録基準を法令で明確に定めるとともに、指定・登録基準及び指定・登録された法人に係る事項をインターネットで公開する。
- 委託等に係る事務・事業の検査料等は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠と併せてインターネットで公開する。

• 事務・事業について定期的な見直し・検討を行う。

このほか、検査委託基準においては、委託・推薦等を受ける公益法人は、法令によって指定されていることを求めているところである。

これらの事務・事業を所管する府省が講ずべき措置の状況を委託等、推薦等の別に見ると、委託等に係る事務・事業103件のうち、必要な措置がすべて講じられている事務・事業は91件（88.3%）である。一方、一部の措置のみが講じられている事務・事業が12件（11.7%）であった。さらに、当該事務・事業について、平成15年度に政策評価を実施したものが12件あった。

推薦等に係る事務・事業113件のうち、必要な措置がすべて講じられている事務・事業は101件（89.4%）である。一方、一部の措置のみが講じられている事務・事業が12件（10.6%）であった。さらに、当該事務・事業について平成15年度に政策評価を実施したものが7件あった。

委託・推薦等の事務・事業における定期的な見直し・検討の状況を見ると、すべての事務・事業において、実施計画の趣旨にのっとり、関係法令の整備等による見直しやその検討など所要の措置が講じられている。

次に、法人が講ずべき措置の概要は以下のとおりである。

• 中立公正な運営の確保（委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の２分の１を上回らないこと。公正な運営を担保するため、推薦等された事務・事業を行う法人が必要な措置を採り、明らかになっていること等）
• 会計処理の明確化及び透明化（特に、委託等された事務・事業については、検査料等の収支内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開すること）
• 事務・事業の実施の透明化

このほか、検査委託基準において、推薦等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないことを求めているところである。

これら法人が講ずべき措置の状況を委託等、推薦等の別に見ると、法人が委託等を受けている事務・事業103件のうち、法人において必要な措置がすべて講じられているものは80件（77.7%）である。一方、一部の措置のみが講じられているものが23件（22.3%）であった。また、法人が推薦等を受けている事務・事業113件のうち、法人において必要な措置がすべて講じられているものが102件（90.3%）である。一方、一部の措置のみが講じられているものが11件（9.7%）であった。

表３－３－４　透明化・合理化ルールの進捗状況（委託・推薦等）

	事務・事業数	府省が構ずべき措置			法人が講ずべき措置		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
委託等	103	91	12	0	80	23	0
（割合(%)）		(88.3)	(11.7)	(0.0)	(77.7)	(22.3)	(0.0)
推薦等	113	101	12	0	102	11	0
（割合(%)）		(89.4)	(10.6)	(0.0)	(90.3)	(9.7)	(0.0)
合計	216	192	24	0	182	34	0
（割合(%)）		(88.9)	(11.1)	(0.0)	(84.3)	(15.7)	(0.0)

（補助金等の交付等に関する事項）

透明化・合理化ルールの補助金等の交付等に関する事項は、実施計画の対象事項に対する措置、公益法人向け補助金等全般に対する措置及び新規発生防止のための措置の３つに分けられる。

まず第一に、実施計画の対象事項に対する措置の概要は以下のとおりである。

- 法人の所管府省は、補助金等の見直しにより、実施計画の対象とされた事項について、その実施状況をホームページに掲載する。
- 「第三者分配型」「補助金依存型」の状態がやむを得ないこととされたもの（以下「例外事項」という。）について、定期的な検証を行う。
- 「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等について、各府省は交付先の公益法人が助成・給付事業の内容、助成基準等をインターネットで公表するよう指導する。

これらの措置状況を見ると、実施計画で措置を講ずることとした332件（例外事項に該当するものも含む。）に、平成14年度決算において新たに措置を講ずることとした29件と、13年度決算において対象となり、未措置であった1件を加えた全362件のうち、308件（85.1%）について、上記のすべての措置が講じられている。一方、一部の措置のみが講じられているものが35件(9.7%)であった。また、「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等の交付を受けている法人は、14年度決算において新たに対象となった法人を加えて、28法人あり、このうち必要な事項がすべて講じられている法人は12法人（42.9%）である。

第二に、実施計画において措置を講ずることとしているか否かにかかわらず、国から補助金等の交付を受けている公益法人については、公益法人向け補助金等全般に対する措置として、以下の事項を講ずることとされている。

- 法人を所管する府省は、補助金等に係る事業概要、主な使途、交付先選定理由、法人が作成した補助金等支出明細書等をホームページに掲載する。
- 補助金等の交付を受ける法人は、補助金等支出明細書等を作成し、計算書類等と併せて当該法人の事務所に備え付けるとともに、インターネットにより公表する。

これらの措置状況を見ると、各府省が措置すべきホームページへの掲載については、補助金等の交付を受けている950法人のうち、すべての事項について必要な措置が講じられている法人は726法人(76.4%）である。一方、一部の措置のみが講じられている法人は220法人（23.2%）であった。また、法人が措置すべき補助金等支出明細書の作成、公開等については、950法人のうち、すべての事項について必要な措置が講じられている法人は494法人（52.0%）である。一方、一部の措置のみが講じられている法人は427法人（44.9%）であった。

第三に、各府省は、予算及びその執行段階において、「第三者分配型」又は「補助金依存型」の補助金等が新規に発生することを防止するための措置を講ずることとされている。また、新規に「第三者分配型」又は「補助金依存型」となったものがある場合には、その理由等を所管府省のホームページに掲載することとされている。

平成14年度決算ベースにおいて、新規に「第三者分配型」又は「補助金依存型」となった29件に、13年度決算において対象となり、未措置であった1件を加えた30件のうち、24件については、法人を所管する府省において、その理由等をホームページに掲載する等の措置を講じている。

表３－３－５　透明化・合理化ルールの進捗状況（補助金等）

	対象法人数	府省がホームページに掲載すべき事項			法人が措置すべき事項		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
法人数	950	726	220	4	494	427	29
(割合(%))		(76.4)	(23.2)	(0.4)	(52.0)	(44.9)	(3.1)

（注）　対象法人数は共管による重複を除いた実数値である。

第4節 「公務員制度改革大綱」に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況

1．経緯

平成13年12月25日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」において、適正な再就職ルールの確立を図るため、営利企業や特殊法人等への再就職とともに、公益法人への再就職についても、民間法人としての性格を踏まえつつ、以下の方針に従い見直しを行うこととされた〔資料26(P.189)〕。

①役員報酬に対する国の助成を廃止する。

②退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に努める。

③補助金等を受ける等の公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開する。

④国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の報酬・退職金につき、現在の指導監督基準に加え、新たに公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないよう指導するとともに、公的部門における高齢役員に関する対応状況を踏まえ、役員の退職年齢について適切な内部規程を整備するよう要請する。

上記閣議決定のうち①については、実施計画に具体的な措置内容が盛り込まれ、②から④までについては、平成14年3月29日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、上記閣議決定に基づき各府省が所管公益法人に対し指導等すべき具体的事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を申し合わせ、平成14年度から公益法人に対する指導等を行うこととされた〔資料27(P.190)〕。

2．「公務員制度改革大綱に基づく措置について」の推進状況

政府は、平成15年度における「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（以下「申合せ」という。）の推進状況について、平成15年11月1日現在で調査し、16年3月にその結果を公表した。全体としては、大部分の法人において、申合せに沿った措置が講じられていたが、一方で、少数ではあるが、申合せに沿った措置が講じられていない法人も存在した。これらについては、公務員制度改革大綱及び申合せの趣旨を踏まえ、引き続き各府省において適切な指導が行われるよう徹底を図っていくこととしている。調査結果の概要は以下のとおりである（法人数は共管による重複を除いた実数である。）〔資料95(P.473)〕。

（退職公務員の役員就任状況に関する情報開示）

申合せ記1では、各府省は、所管公益法人に対し、役員名簿に、国家公務員出身者である役員についてはその最終官職を付記するよう指導することとされている。

その実施状況を見ると、対象法人（2,913法人）のうち、2,724法人（対象法人全体の93.5％）において退職公務員の役員就任状況を開示している。

（役員の報酬・退職金規程の整備・公開）

申合せ記2では、各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人（注1）に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定め、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開するよう指導することとされている。また、各府省においても、これらを閲覧に供し、ホームページに掲載す

ることとされている。

その実施状況を見ると、対象法人（1,192 法人）中、具体的支給水準が明らかな役員報酬規程の整備については 1,072 法人（対象法人全体の 89.9％）、具体的支給水準が明らかな退職金規程の整備については 1,081 法人（対象法人全体の 90.7％）において申合せに沿った対応が採られている。また、役員報酬規程を定めている 1,128 法人のうち、規程を公開している法人は 1,039 法人（対象法人全体の 87.2％）、退職金に関する規程を定めている 1,115 法人のうち規程を公開している法人は 998 法人（対象法人全体の 83.7％）であった。このほか、各府省においても、申合せに沿って、規程の閲覧及びホームページへの掲載を行ったが、一部の法人の規程がホームページに掲載されていない場合も見られたことから、速やかに必要な措置を採ることとしたところである。

（役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況）

申合せ記３では、各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人（注２）に対し、常勤の役員の報酬・退職金等については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないよう指導することとされている。また、役員の在任年齢について、従来の特殊法人役員に加え、独立行政法人についても決定（「特殊法人の役員の給与・退職金等について」（平成 14 年３月 15 日閣議決定）により、原則 65 歳まで（ただし、理事長等は 70 歳まで）とされた。）がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請することとされた。

まず、役員の報酬・退職金の水準を見ると、役員の平均年間報酬額については、申合せ記３の対象法人（478 法人）のうち、有給役員がいる法人は 341 法人（対象法人全体の 71.3％）であり、平均額が 1,200 万円以上 1,600 万円未満の法人が 114 法人（対象法人全体の 23.8％）と最も多く、有給役員のいない法人及び 1,200 万円未満の法人で、対象法人の約６割を占めていた。役員の平均退職金額については、退職金額の算出が可能な法人（473 法人。以下「算出可能法人」という。）のうち、仮に常勤役員が４年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、退職金の支給のない法人が 155 法人（算出可能法人全体の 32.8％）と最も多く、退職金の支給のない法人及び 800 万円未満の法人で、算出可能法人の約７割を占めている。一方、申合せを踏まえ、報酬・退職金等を適正な水準に引き下げる等の改善を行った法人及び改善を検討中の法人は 31 法人であった。

次に、在任年齢に関する規程の整備状況を見ると、在任年齢に関する規程を整備している法人及び整備を検討中の法人は 372 法人あり、対象法人（478 法人）の 77.8％において、所管府省の要請を受けて申合せに沿った対応が採られている。規程上の在任年齢の上限を見ると、常勤の理事長等については 70 歳以下とするものが、常勤の理事については 65 歳以下とするものが、最も多かった。

（注１）国から補助金等を受けている等の公益法人とは、平成 14 年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

（注２）国と特に密接な関係を持つ公益法人とは、平成 14 年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の２分の１以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の３分の２以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

第5節 「公益法人の設立許可について」の実施状況

平成７年３月に、いわゆる「官主導」の公益法人の設立を抑制するため、「公益法人の設立許可について」が公益法人等指導監督連絡会議において決定された〔資料３(P. 111)〕。

その主な内容は以下のとおりである。

①基本財産の造成等のため、許認可対象企業等に対し、強制的なものと解されるような寄付のあっせん等は自粛する。

②国等からの委託事業を主たる事業とすることを予定している公益法人に対する設立許可は、真にやむを得ない場合を除き厳に抑制する。

③公務員経験者を常勤役員として受け入れるよう要請することは厳に抑制する。

また、「平成15年度公益法人概況調査」の一環として、平成14年10月２日以降、15年10月１日までの１年間に国が設立を許可をした公益法人について、本決定の実施状況に関する調査を実施した。

設立を許可された19法人についての本決定の実施状況は表3-5-1のとおりである。

表３－５－１ 「公益法人の設立許可について」の実施状況について

府省名	設立許可法人数	基本財産の造成等に当たり、許認可対象業界団体等の出えん等がある法人数			左のいずれかの事項に該当する法人数	国等から事業の委託を受けている法人数	うち事業の50%以上が国等から委託	公務員経験者の常勤役員への就任状況	
		基本財産	社員	賛助会員				法人数	役員就任者数(人)
内閣府	－								
警察庁	－								
防衛庁	－								
金融庁	1	－	1	1	1	－	－	－	－
総務省	2	－	1	1	1	－	－	1	3
法務省	1	－	－	－	－	－	－	－	－
外務省	－								
財務省	5	－	3	－	3	－	－	－	－
文部科学省	9	－	－	－	－	－	－	－	－
厚生労働省	1	－	－	－	－	－	－	－	－
農林水産省	－								
経済産業省	－								
国土交通省	1	－	1	1	1	－	－	－	－
環境省	－								
合計	19	－	5	2	5	－	－	1	3

（注） １ 「基本財産」、「社員」又は「賛助会員」の欄が「－」となっているのは、それぞれ、新設の財団、新設の社団又は賛助会員制度を持つ新設の法人がないことを示す。
２ 「合計」欄は、共管による重複を除いた実数である。

まず、基本財産の造成等に関する状況として、許認可対象企業等から基本財産の出えんがある公益法人はなかった。また、許認可対象企業等が社員となっている公益法人は５法人、賛助会員等となっている公益法人は２法人となっており、本決定のいずれかの事項に該当する公益法人は５法人となっている。ただし、これらの法人は、広く社員等を募っていることから、そのごく一部に許認可対象企業が含まれたものや、許認可対象企業等が自主的に社員となったもの等であった。

また、国又は特殊法人等から委託される事業を主たる事業とする公益法人（国又は特殊法人等から委託される事業の割合が全事業の 50％を超えている公益法人）はなかった。

公務員経験者が常勤役員へ就任している公益法人は１法人であり、就任者は３名となっている。これらの者は、当該法人の事業目的達成のため、必要な知識・経験を有していることから就任した者であった。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～公益法人コラム③～～～～～

財団法人　斎藤報恩会
－日本における助成財団の先達と旧東北帝国大学の発展－

設立の経緯

財団法人斎藤報恩会の創設者は、東北で有数の大地主であった斎藤家九代目の斎藤善右衛門翁であった。善右衛門翁は、東北地方のみならず全国各地で事業を展開し、斎藤家に更なる財をもたらした。そして、「財産は神仏よりの供託物にして私有物にあらず」との固い信念の下、財団を設立する以前から広く東北各県において育英資金を提供するなどの公益事業を行っていた。

財団設立のきっかけは、「こうした公益事業を個別に点々と行うのではなく、体系的・効率的に行う方法はないものか」と善右衛門翁が当時の東北帝国大学（現在の東北大学）総長に相談したことにあった。こうして、財団法人斎藤報恩会は、大正 12 年に当時の文部省の許可により設立された（現在は文部科学省所管）。

旧東北帝国大学への貢献

財団法人斎藤報恩会は、設立当初から旧東北帝国大学との関わりが強く、研究費助成等の大部分は同大学に対してなされた。その成果の一例を挙げると、現在、世界中の家々でテレビ放送の受信用アンテナとして広く用いられている「八木・宇田アンテナ」は、大正 14 年に同大学においてアンテナの研究に従事した八木秀次博士と宇田新太郎博士によって発明されたが、同報恩会は、この研究開発に対して８年間にわたり合計 21 万７千円（当時の１万円は現在の１千万円程度に相当）の助成を行った。また、同大学図書館の中でも特に有名な狩野文庫（２万円）やカムデルゲ版西蔵大蔵経（１万円）などの購入にも同報恩会は助成を行った。さらに、東北大学地質古生物学教室に保存されている貴重な外国産の化石標本の大半も同報恩会の助成により整備されたものである。

アメリカ（ユタ州）産の恐竜（ジュラ紀）
（斎藤報恩会自然史博物館蔵）

こうした学術研究の発展への貢献に加え、一般市民に対する学術の普及などを目的として、財団法人斎藤報恩会は、昭和８年に斎藤報恩会自然史博物館を設立した。同博物館は、東京上野の国立科学博物館に次ぐ日本で二番目の自然史に関する博物館で、一般市民の科学教育センターとして大きな役割を果たした。

研究助成や自然史博物館の設立など、同報恩会の積極的な活動は、旧東北帝国大学生物学科の教授で、斎藤報恩会自然史博物館の初代博物館長を勤めた畑井新喜司氏の努力によるところが大きい。アメリカで学び国際的な生物学者であった同氏の影響により、同報恩会の活動は、設立当初から非常に国際的であった。例えば、事業報告書は日英両言語で作成され、助成した研究の成果は研究公報として毎年英語で取りまとめられていた。この他にも、海外の約150か所の大学や研究所と文献交流を行ったり、アメリカのロックフェラー財団と連携し人類生物学研究を行っていた。

戦後の事業展開

第二次世界大戦の影響は、戦前から存続する他の多くの財団に対するのと同様に財団法人斎藤報恩会にも及んだ。同報恩会は、インフレによる基本財産や基金の実質価値の暴落に苦しみながらも事業を再開したが、その規模は戦前に比べてかなり縮小してしまった。

現在は、研究助成事業は、年間約250万円、５～6件程度実施し、研究成果は引き続き研究公報により毎年英文で発行している。

また、自然史博物館は、昭和20年夏の仙台空襲により展示中の全資料、大部分の図書が失われ、休館を余儀なくされてしまったが、26年に小規模な展示を行って開館するに至った。同博物館に保管されている生物のホルマリン標本や剥製、図書館に保管されている東北地方にまつわる古文書や絵図、海外の文献の中には貴重なものが数多く存在しているが、それらの適切な維持・管理や追加収集は、厳しい財政事情により残念ながら難しい状況にある。

事業継続の意志

財団法人斎藤報恩会の寄附行為には、次のように規定されている。「本財団法人ハ時勢ノ変遷其他如何ナル事由アルモ財団ノ目的ヲ遂行シ得ル限リハ幾百世ヲ経ルモ絶対ニ解散セサルモノトス」（第31条）。

近年、民間非営利セクターの役割に対する要請が多様化するなかで、公益法人もこれらに的確に対応していくことが求められている。財団法人斎藤報恩会は、寄附行為にある「財団の存続、事業の継続」という創設者の強い意志を受け継ぎ、第二次世界大戦の痛手や昨今の低金利時代を乗り越えてきた。そして、新たな時代の要請への対応を模索しつつも、かつて旧東北帝国大学の発展に多大な貢献を行ったように、日本における助成財団の先達として、設立当初から行ってきた研究助成などの活動を続けてきている。

新たな時代の要請と先人の意志－これらのバランスをいかに図っていくかということが、特に長い歴史を有する公益法人の運営に際しては要諦であると言えるのではないだろうか。

☞財団法人斎藤報恩会のホームページ　http://www.saitoho-on.com/index.html

～～～